

第2次 伊賀市総合計画

基本構想



三重県伊賀市

ごあいさつ



私たちのまち「伊賀市」は、2004(平成16)年11月1日の市町村合併から9年が経過し、10年目を迎えています。合併当時とは社会経済情勢も大きく変わり、本市においても人口減少社会の到来、地域経済の低迷、厳しい財政状況等を踏まえ、あらゆる面でこれまでのまちづくりの考え方を見直す時期に来ていると言わなければなりません。

まちづくりを進めるうえでは、多くの課題がありますが、私たちのまちは、伊賀流忍術発祥の地、松尾芭蕉翁の生誕地として、先人から受け継いだ歴史と文化、緑豊かな自然、その自然に育まれた農産物や特産品など、全国に誇れる宝が数多くあり、これらの資源は、私たちのまちの未来を切り拓いていくことができる素晴らしい可能性を秘めています。

これらの潜在力(ポテンシャル)を活かしながら、様々な課題に対応し、まちづくりを進めていくため、このたび、おおむね10年先を見据えた「第2次伊賀市総合計画基本構想」を策定いたしました。

この計画では、私たちのまちの将来像を「ひとが輝く 地域が輝く 伊賀市～勇気と覚悟が未来を創る～」とし、将来像の実現に向けて取り組むこととしています。

今後は、市民の皆様をはじめとしたあらゆる主体が「自分たちのまちは自分たちでつくる」ということを、再度ご認識いただきながら、各主体の皆様と行政、また各主体同士が連携・協力し、次世代に誇れる伊賀市が実現できるよう努めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたって、たくさんの貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、熱心にご審議いただきました総合計画審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

2014(平成26)年7月

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市市民憲章

平成16年11月1日

告示第2号

私たち市民は、次の6つの原則により自治を進め、“ひとが輝く 地域が輝く”伊賀市のまちづくりの実現を目指し、この憲章を定めます。

- 1 まちづくりに関する情報をみんなで共有します。 (情報の共有)
- 1 まちづくりには、みんなが参加できるようにします。 (市民の参加)
- 1 まちづくりは、みんなでつくった計画に基づき実施します。 (計画的実施)
- 1 まちづくりは、まず自らが行き、さらに地域内で助け合って進めます。 (自治の補完)
- 1 まちづくりは、互いに連携・協力しながら進めます。 (主体の協働)
- 1 まちづくりの実施を評価し、次の活動に活かします。 (結果の評価)

目

次

はじめに 4

基本構想 7

伊賀市の現状と今後の傾向 8

伊賀市の「ポテンシャル潜在力」 14

めざす伊賀市の将来像 16

まちづくりの基本理念 18

まちづくりの基本政策 19

1. 「安全・安心」

～ 市民の暮らしの「安全・安心」を確保します ～ 20

2. 「活力」

～ 自立・持続できる「活力」を創出していきます ～ 22

3. 「人・地域づくり」

～ 未来のまちづくりを担う「人づくり・地域づくり」を進めます ～ 24

土地利用の方針 27

資料編 29

はじめに

総合計画は、市のこれからのあるべき姿とそれを実現するための考え方や方向を示しており、総合的・計画的にまちづくりを進めるための基本的な方針となるものです。

2011(平成23)年4月28日の地方自治法の改正により、法的には市町村における基本構想の策定義務が無くなりました。しかし、地方分権の進展により、むしろ地方自治体にはこれまで以上に地域における経営感覚が求められており、各自治体の判断と責任によって、行政内部の組織や財務のマネジメントを行っていく基幹計画として、総合計画の重要性が高まっています。

伊賀市においては、合併後に策定した第1次伊賀市総合計画で、これまで、さまざまな施策の推進や事業の実施に取り組んできました。しかし、その間、予想を超える少子高齢化や人口減少、地域経済の低迷、厳しい財政状況など、社会経済情勢が急激に変化し、今後もその傾向が続くことが予測されることから、こういった課題に対応していくため、住民自治が進む伊賀市の特性も踏まえた「第2次伊賀市総合計画」(以下「第2次総合計画」という。)を策定いたしました。

策定にあたっては、伊賀市総合計画審議会や各住民自治協議会、地域振興委員会への諮問・答申、パブリックコメントや各地区での市民意見交換会、タウンミーティングなどで市民の皆さんのご意見をいただきました。

こうして策定された第2次総合計画は、新市建設計画の将来像や基本理念を踏まえながら、これまでの市政を見直し、公平性・透明性のある市民主体の市政運営を基本に、市民の皆さんと共に「誇れる伊賀市」づくりを進めるためのもので、市民目線で分かりやすいことを重視しています。また、総合計画の進行管理も踏まえ、簡素で効率の良いマネジメントサイクルによる市政運営を進めることとしています。

第2次総合計画の期間

基本構想

2014(平成26)年度からおおむね10年先を見据えたものとしています。

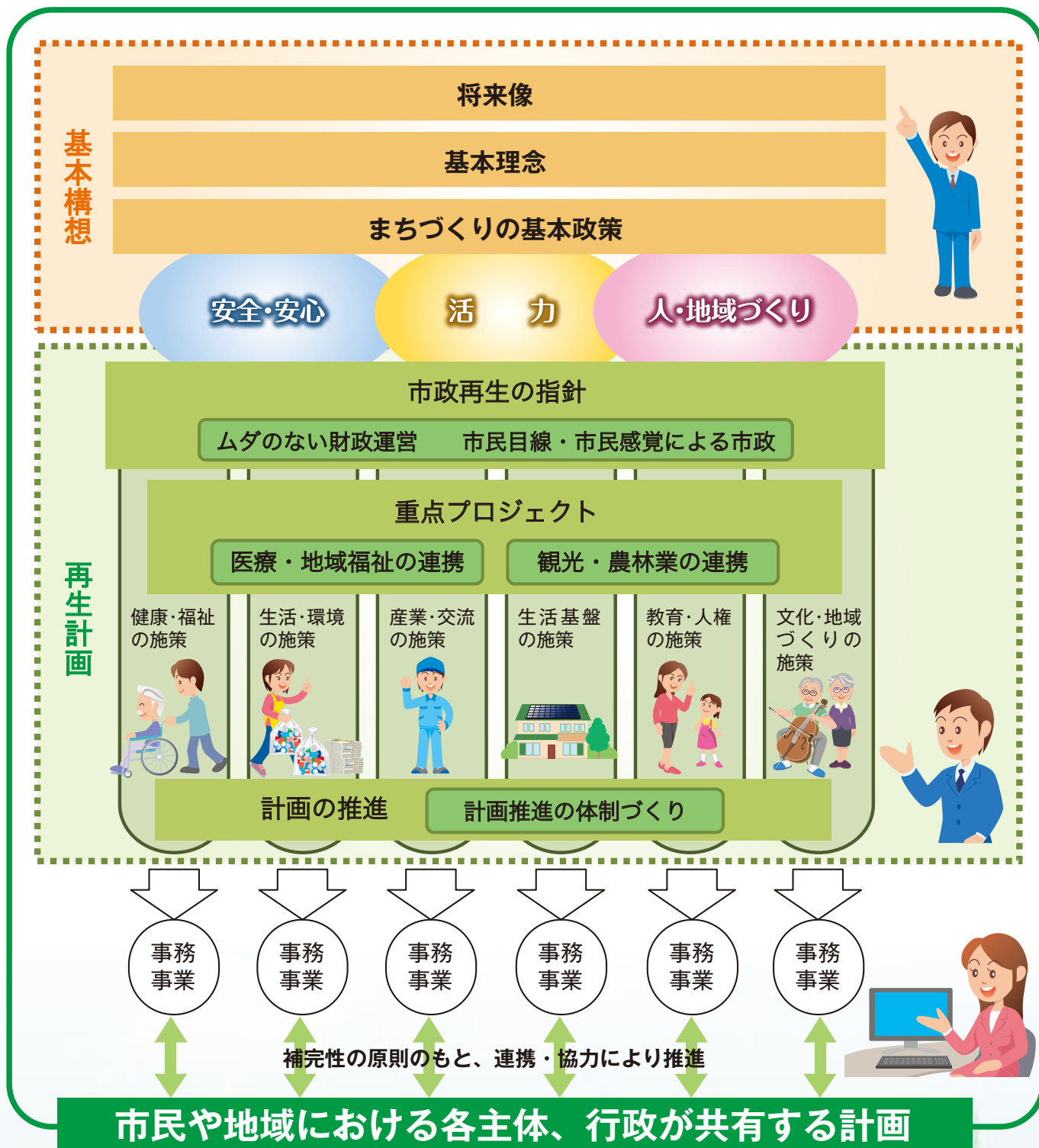
再生計画

市長の任期を基本に、第一次再生計画を3年間、第二次再生計画は4年間の計画期間としています。

2014～2016年度 (平成26～28年度)	2017～2020年度 (平成29～32年度)	
基本構想(おおむね10年先)		
第一次再生計画(3年)	第二次再生計画(4年)	

第2次総合計画の構成

第2次総合計画は、めざす市のすがた(将来像)やまちづくりの基本理念、それらを実現するために必要なまちづくりの政策を示す**基本構想**と、基本構想に掲げる将来像を達成するため、まちづくりの政策に基づく根幹的な施策や事業を示す**再生計画**で構成しています。



行政だけではなく、市民や自治組織、市民活動団体、企業等が共に連携・協力してまちづくりを行うための、地域経営の計画として位置づけます



基本構想

伊賀市の現状と今後の傾向

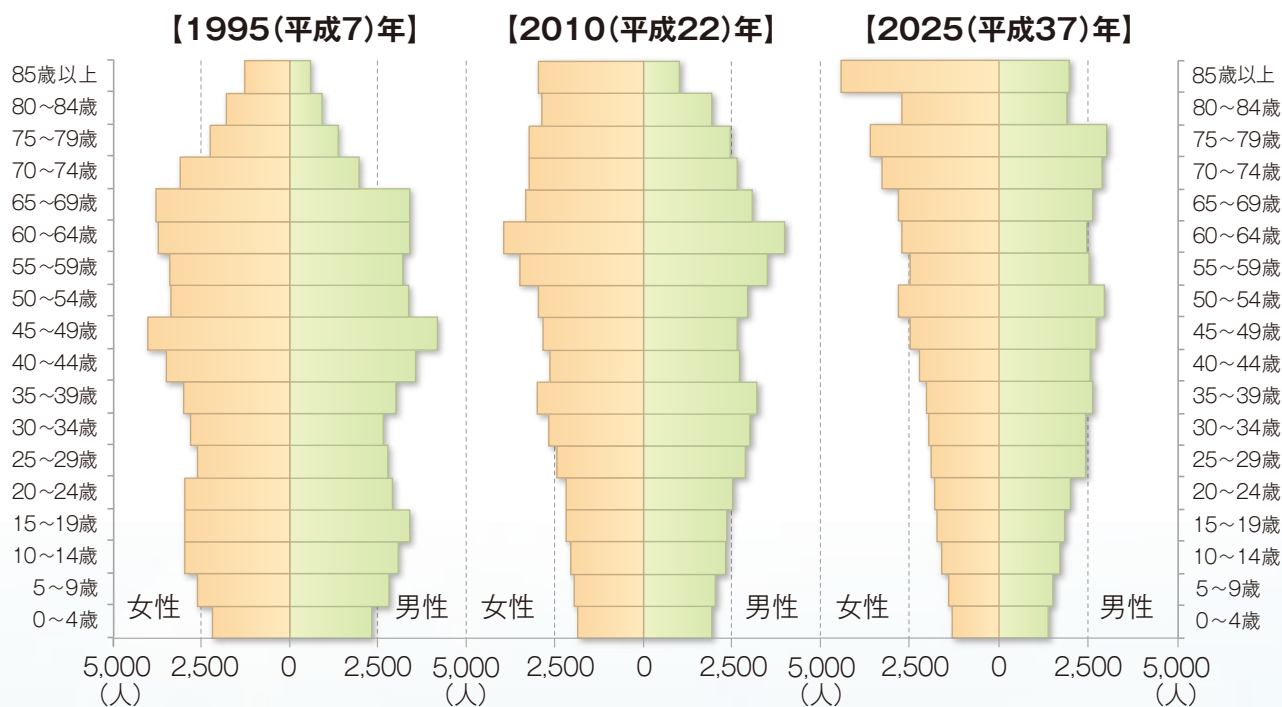
2004(平成16)年11月に伊賀市が誕生し、10年近い年月が経ちました。

この間の社会の動きは非常にめまぐるしく、いろいろな面でこれまでのまちづくりの考え方を見直す時期に来ています。

人口減少社会への突入

わが国の総人口は、2008(平成20)年頃から減少に入ったと言われます。伊賀市の総人口は、1990(平成2)年から1995(平成7)年にかけて高い伸びを示し、10万人を超えましたが、2010(平成22)年の国勢調査では10万人を大きく下回り、特に、15～64歳の生産年齢人口が大きく減少しました。自然動態(出生と死亡)については、1990(平成2)年以降は死亡数が上回り、特に2003(平成15)年以降、少子化により減少数が大きくなる傾向にあります。社会動態(転入と転出)については、2007(平成19)年以降は転出が転入を上回る状態が続くようになっていています。こうした状況は、労働力や地域活動の担い手が減少していることを意味します。

伊賀市における人口ピラミッドの変化

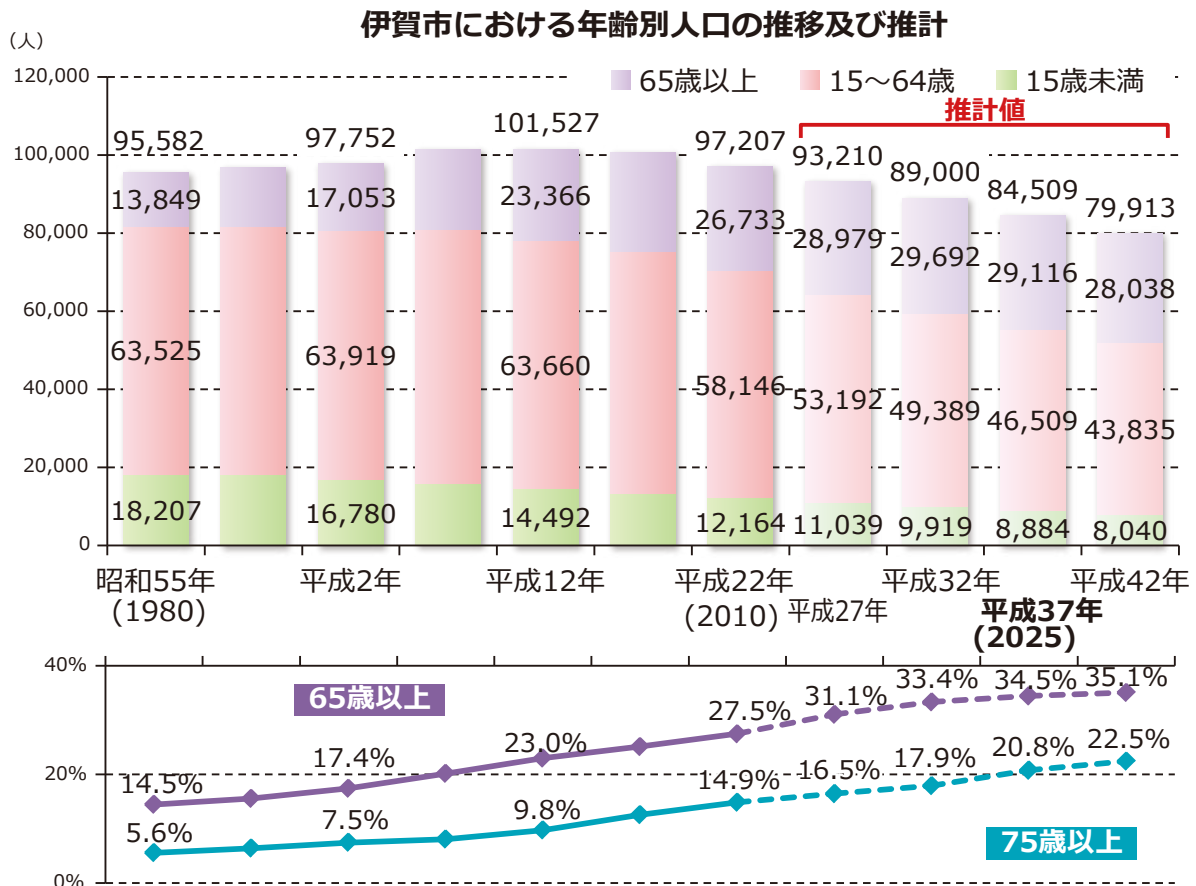


(資料) 実績値は国勢調査

※2025(平成37)年は社人研推計

※2025(平成37)年の推計値については、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」による中位推計の値

なお、2015(平成27)年までには、いわゆる「団塊の世代」が65歳を迎えることとなり、高齢化率(65歳以上人口の割合)が急激に上昇します。この年齢層が、75歳を迎える2025(平成37)年頃には、高齢者介護や医療への需要がかなり高まっているものと考えられます。一方、それらの年齢層を支える若い年齢層は少なくなっており、1980(昭和55)年には高齢者人口1人を生産年齢人口4.6人で支えていたものが、2010(平成22)年には2.2人で支えている状況であり、高齢者人口1人を2人以下で支えるという時代がすぐそこまで来ています。



伊賀市における65歳以上・75歳以上人口比率の推移及び推計

(資料) 実績は国勢調査

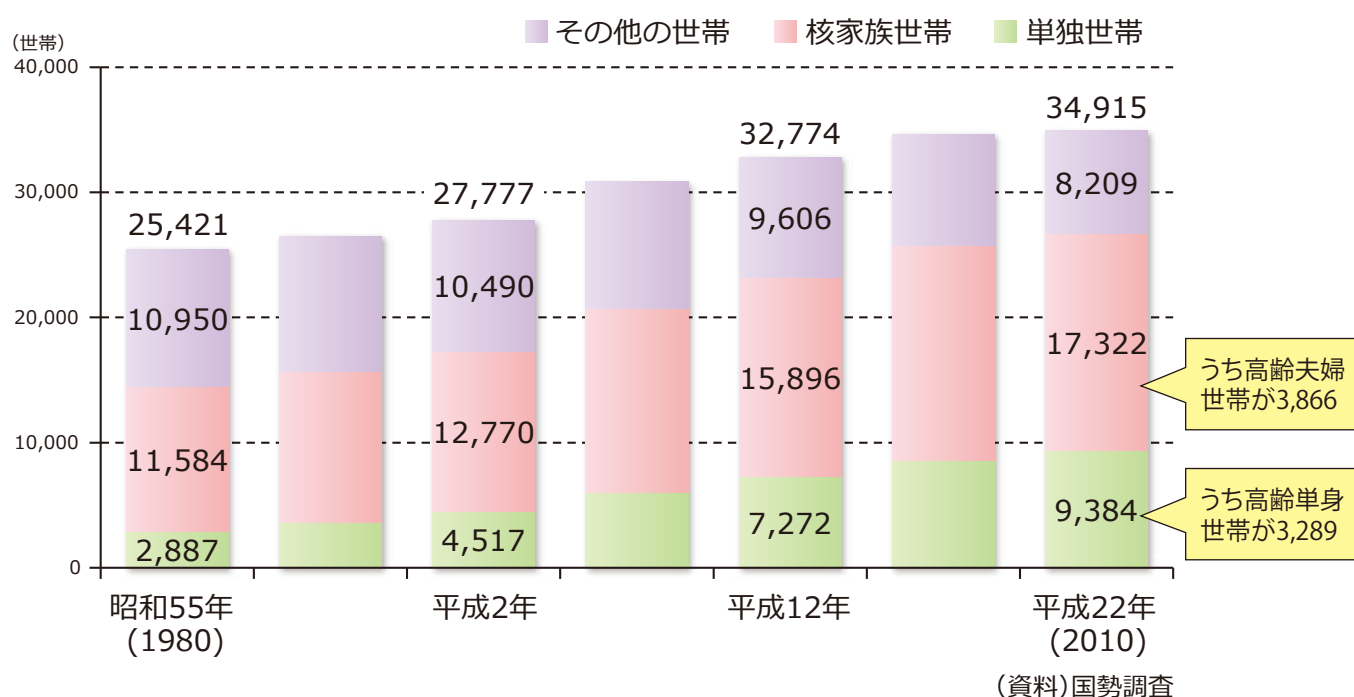
※推計値については、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」による中位推計の値
伊賀市において人口の変化が大きかった直近2時点間(平成17年・平成22年)の国勢調査の状況を加味して推計されている

伊賀市の現状と今後の傾向

また、高度成長期以降、核家族化が進み、世帯数が増加しました。しかし、近年では、世帯数が横ばいである一方、単独世帯つまり「一人暮らし」の割合が上昇し、やがて3割になろうとしています。社会を構成する基本単位である世帯が一人であることは、何らかの原因で支えが必要になった時、公共的なサービスに頼らざるを得なくなる人が多いことになります。

特に、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、共同作業への参加が難しくなるなど、自治活動の担い手が減少するとともに、高齢者などを支える側の人材も不足するため、地域によっては、地域社会そのものが成り立たなくなるおそれが出てきており、まさに「地域社会の危機」を迎えつつあります。

伊賀市における世帯類型別世帯数の推移

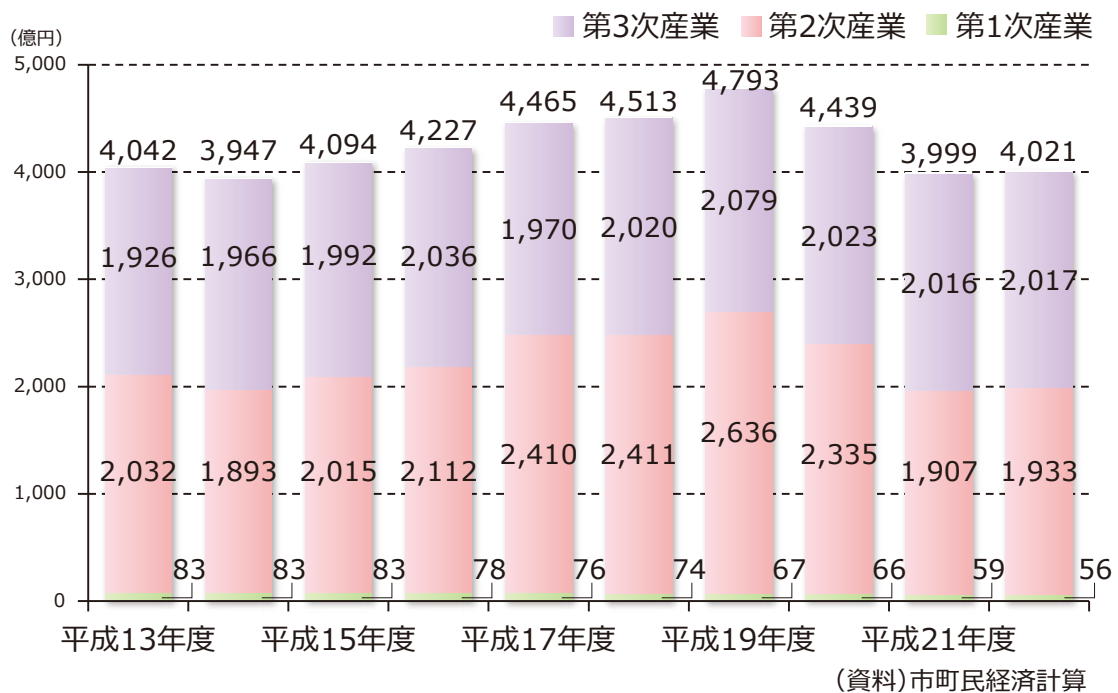


※「高齢単身世帯」とは65歳以上の一人暮らし世帯を、「高齢夫婦世帯」とは夫が65歳以上で、かつ妻が60歳以上の夫婦のみの世帯をそれぞれ指します。「高齢者のみの世帯」と言うときは、この他に親子や兄弟姉妹で暮らす高齢者だけの世帯を含みます。

地域経済の低迷

伊賀市の市内総生産額は、2002(平成14)年以降、名阪国道沿いに企業立地が進んだことなどから第2次産業を中心に増加傾向にありました。しかし、2008(平成20)年、「世界同時不況」に見舞われ、輸出に依存した製造業を中心に、わが国でも大きな不景気となりました。製造業が多い伊賀市においても企業の海外移転等に伴い、産業の空洞化が進み、第2次産業の市内総生産額は2007(平成19)年度から2009(平成21)年度にかけて約3割減少しました。また、伊賀地域内の雇用情勢も厳しい状況が続いており、伊賀地域における有効求人倍率の2012(平成24)年度各月平均が、県内において、最低であることなど、非常に大きな影響を残しています。さらには、人口が減少するなかでは市内の消費も減り、地域経済も縮小傾向になります。

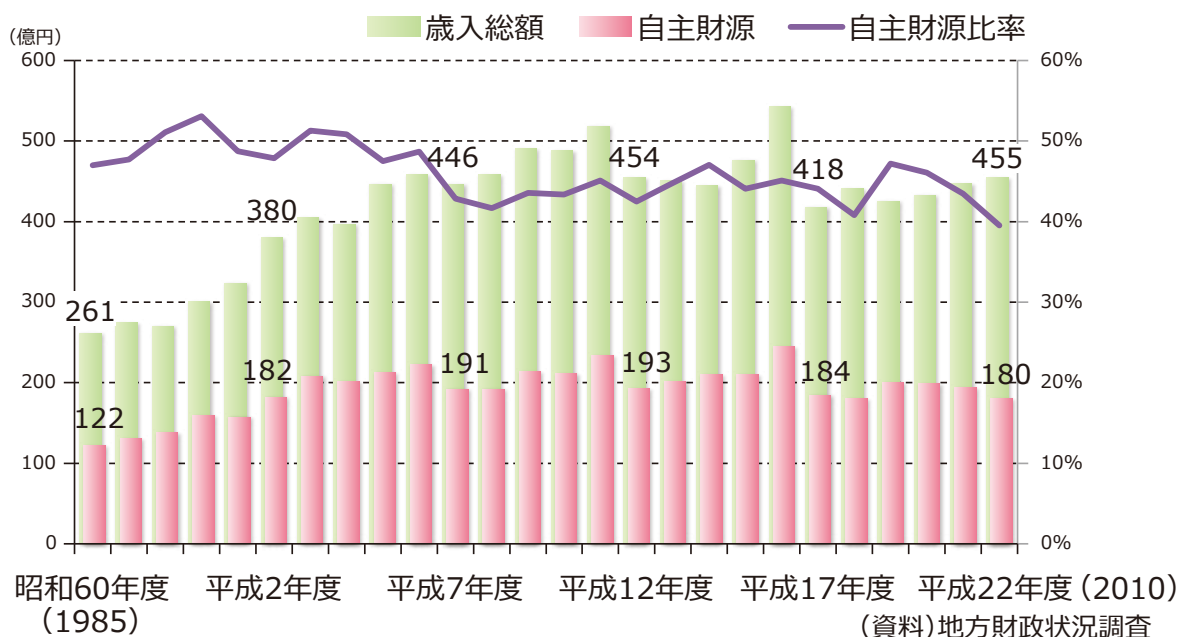
伊賀市における産業別市内総生産



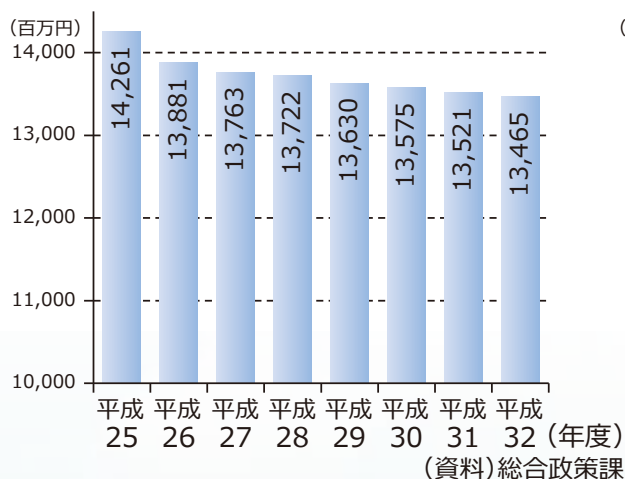
厳しい財政状況

人口減少社会や地域経済の低迷のなか、税収も落ち込み、自主財源の比率は4割程度となっています。また、地方交付税については、今後、合併の特例期間が終わり、地方交付税が段階的に縮減されることに伴い、市の財政規模全体の縮小が見込まれます。その一方、高齢化は加速度を増し、福祉や医療への需要が高まり、社会保障・社会福祉のための費用が増加するため、財政についてもかつてない厳しい局面を迎えます。

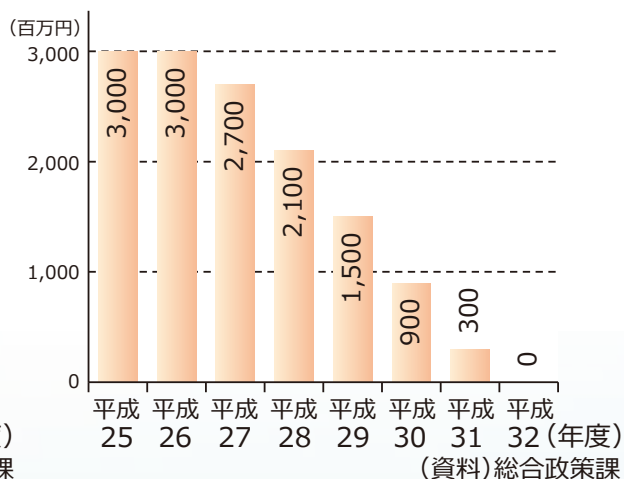
伊賀市における歳入の状況



伊賀市における市税の推移(予測)



伊賀市における合併算定替による地方交付税(普通交付税)増加分の推移(見込み)



※2013(平成25)年度当初予算額をベースとして事務局で試算
 ・市民税(個人): 生産年齢人口の推移を考慮
 ・市民税(法人): 内閣府公表(2012(平成24)年8月31日)の名目成長率を考慮
 ・2013(平成25)年度は、特別土地保有税を含む
 ・その他の税については2013(平成25)年度当初予算同額と見込む
 ・滞納繰越分も2013(平成25)年度当初予算同額と見込む
 ・今後の税制改正により、大きく変動する場合があります

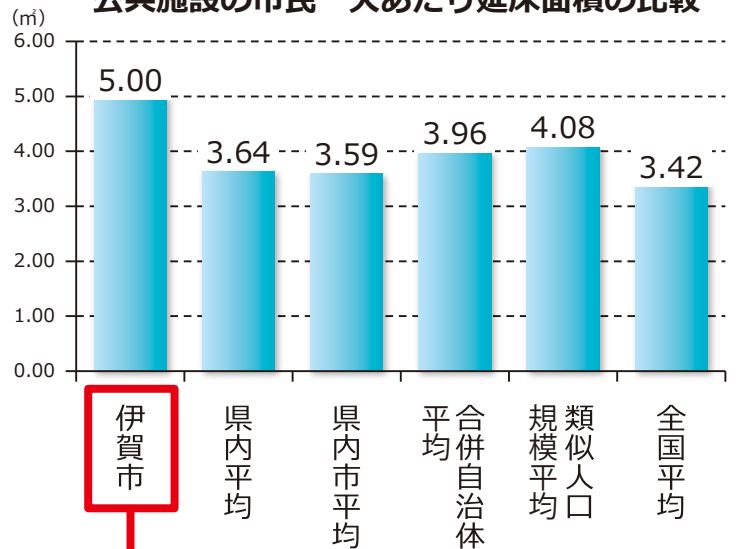
※「合併算定替」: 普通交付税は、合併市町村をひとつの自治体として計算した場合、旧市町村単位で計算した合計額よりも通常少なくなります。こうした合併による普通交付税の不利益がないように、合併前の旧市町村単位で計算した合計額を保障するのが合併算定替です。合併後、合併した年度とそれに続く10か年度は全額が保障されますが、その後は段階的に縮減され、16か年度目(2020(平成32)年度)に、伊賀市はひとつの自治体として計算されます。なお、2013(平成25)年度の伊賀市の普通交付税の総額は約95億円ですが、ひとつの自治体として計算した場合は約65億円となります。

なお、伊賀市の公共施設保有量は、県内他市と比べても多く、住民一人当たり面積の5.00㎡は県内(市)平均に比べて39%も多い状況です。その一方、築後30年以上を超える建物が全体の41%に上る状況です。こうした施設には維持管理費がかかるうえ、伊賀市公共施設白書では、今後、ピーク時の修繕や建て替えの費用が、年間30～55億円に上ると予想しています。

また、道路や橋梁などの社会基盤についても老朽化が進んでおり、長寿命化を進めているものの、今後、耐震対策や修繕をしながら維持していくための費用が嵩んでいきます。

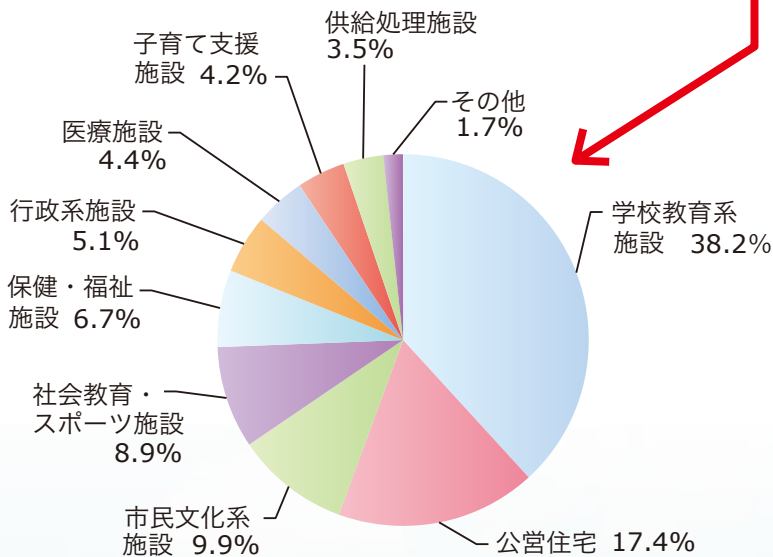
このままでは、建物や道路などの社会基盤の整備や、公共サービスの水準を維持することがかなり難しくなります。

公共施設の市民一人あたり延床面積の比較



(資料) 伊賀市公共施設白書

伊賀市が保有する公共施設の内訳



(資料) 伊賀市公共施設白書

ポテンシャル 伊賀市の「潜在力」

先述のとおり、今や、「伊賀市の再生」が待ったなしの状況です。

しかしながら、私たちのまち伊賀市は、未来を切り拓くことができる素晴らしい可能性を秘めています。

古くからの伝統に培われた個性的な文化

伊賀市は、歴史と伝統に根ざした史跡・祭り・工芸品などの文化資産を今に伝えるまちです。とりわけ、俳聖として世界的に知られる松尾芭蕉の生誕地であり、「新感覚派」の旗手として川端康成らとともに活躍した作家、横光利一が多感な少年時代を過ごしたことなど、多数の文化人を育んだまちとして知られています。また、「伊賀流忍者」をはじめとした特徴ある歴史・文化資源により、「伊賀」の名は全国的にも知られています。



芭蕉翁像



伊賀焼

市民の誇りである豊かな自然、それと共生する農林業

伊賀市は、四方を山々に囲まれた伊賀盆地に位置し、市域には鈴鹿国定公園や室生赤目青山国定公園の2つの国定公園の区域があることなど、自然に恵まれたまちです。さらに、農業や里山を活かした集客施設が都市との交流を盛んにしており、自然に配慮した有機農法による農産物がつくられ、「顔の見える関係」の中で消費者に届けられるなど、新しい農業のあり方を投げかけています。



白藤の滝



田園風景

地域をつくる市民の力

現代社会においては、「個人」に重きが置かれるあまり、かつて見られた地域でのつながりや共同作業の習慣などが薄れつつあります。そのことは、行政への負担が増してきたことにもつながっています。一方、伊賀市には、地域住民自らが地域の課題を話し合い、解決するため一定の地域ごとに住民自治協議会が設立され、市民活動についても、環境保全や多文化共生などにかかわるNPOが見られるなど、市民活動が非常に活発です。こうした力は、未来を切り拓くのに必要不可欠なものです。



多文化交流会



絵本の読み聞かせ活動

めざす伊賀市の将来像

本格的な人口減少社会や超高齢社会を迎え、非常に厳しい財政状況のなかでも、伊賀市に住む人びとが笑顔を絶やさず、活気ある地域社会であり続けるためには、市民、自治組織、市民活動団体、企業、行政等、みんなが「伊賀市の現状と今後の傾向」や「潜在力」を認識し、痛みを共有したうえで、それを土台として勇気と覚悟を持ってまちづくりを担うことが必要です。

このため、伊賀市民がみんなでめざす市の将来像を次のとおり掲げます。

勇気と覚悟が未来を創る

『ひとが輝く』



柘植の町並み



道の駅あやま周辺

上野市街地



子延周辺



青山町駅周辺

地域が輝く』伊賀市

私たちのまち伊賀市には、まちが醸し出す風情、自然と人との近しい関係、そして、そうした風土の中ではぐまれた人情が息づいています。

市民の多くは、そうした伊賀市が持つ特色や良さがあるからこそ、この地に愛着を感じ、ずっとこの地に住み続けたいと願っています。しかしその一方、今の暮らしに不便を感じ、将来に不安を感じている市民もいます。

この自然豊かな文化薫る、伊賀市の風土は、先人のたゆまぬ努力によって今に受け継がれています。今を生きる私たち市民は、自然・歴史・文化・伝統といった伊賀市の良さを未来へと引き継ぎつつ、暮らしにくさの原因となっている課題を解消し、子や孫たちの世代にも誇れる、市民一人ひとりが「安心」でき、「活力」に満ちたまちをめざします。



島ヶ原支所周辺

まちづくりの基本理念

伊賀市自治基本条例を踏まえ、次の3つの理念(考え方・姿勢)によりまちづくりを推進します。

(1) 「市民」が主体となり地域の個性が生きた自治の形成

補完性の原則¹に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成します。

(2) 持続可能な共生地域の形成

自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成します。

(3) 交流と連携による創造的な地域の形成

市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成します。



¹補完性の原則:「家族や地域などの小さな単位で可能なことはそれに任せ、そこでは不可能もしくは非効率なものを、市や県、国などのより大きな単位が行う」という考え方。

まちづくりの基本政策

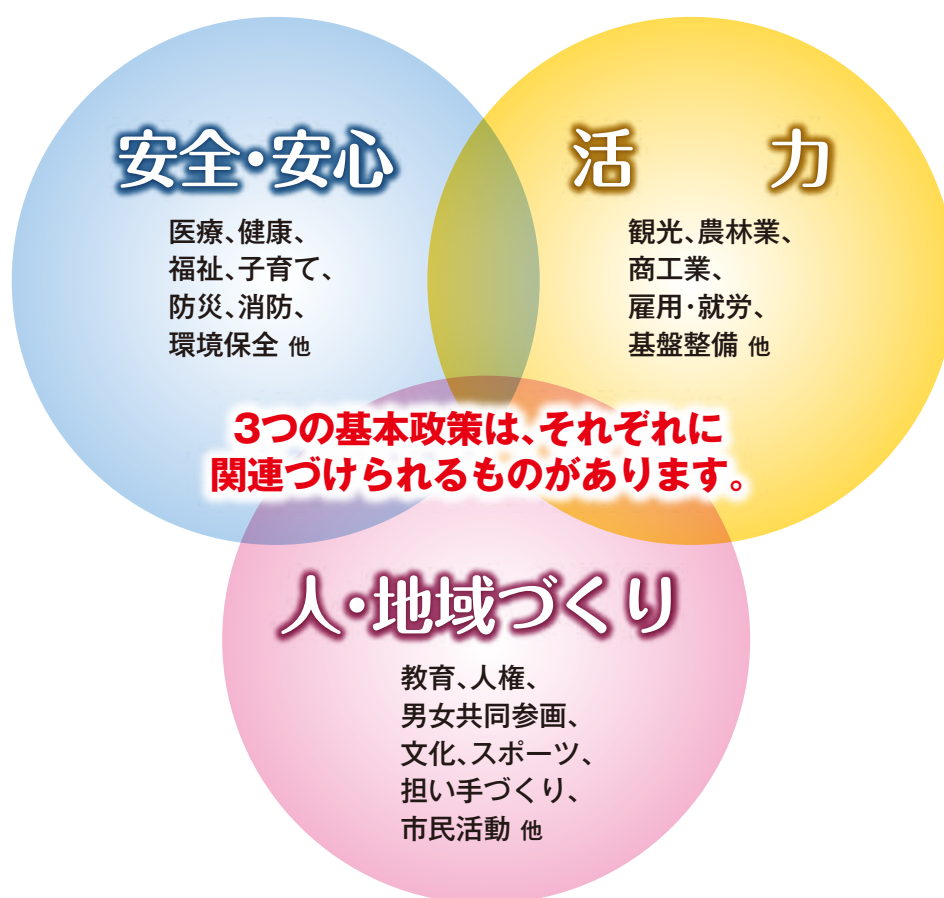
子や孫たちの世代にも誇れるまちづくりへの基本政策として、市民意識調査結果（2013（平成25年）4月）でも特に希望が多い「安全・安心」と「活力」に軸足を置いて、未来に向けたまちづくりを展開します。

まちづくりの展開にあたっては、市民、自治組織、市民活動団体、企業、行政などの各主体が、自らがまちづくりの主役であることを認識するとともに、その担い手となる「人づくりや地域づくり」を進めます。

めざす伊賀市の将来像の実現に向けて、次の3つを基本政策として設定します。

3つの基本政策

1. 安全・安心 ～ 市民の暮らしの「安全・安心」を確保します ～
2. 活 力 ～ 自立・持続できる「活力」を創出していきます ～
3. 人・地域づくり ～ 未来のまちづくりを担う「人・地域づくり」を進めます ～



※「まちづくり」と「地域づくり」

この計画においては、伊賀市全体の取り組みを捉えた場合は「まちづくり」、伊賀市内の一定の地域内での取り組みを捉えた場合は「地域づくり」と表現するものとします。

1.「安全・安心」

～市民の暮らしの「安全・安心」を確保します～

伊賀市の再生に向けて、最も大切なことは、私たち市民が**安全・安心**して暮らせることです。しかし現実には、

- 病気になったときに適切な治療が受けられるかどうか
- 高齢になっても健康でいられるかどうか
- 介護が必要になったときサービスが受けられるかどうか
- 子どもを安心して育てられるかどうか
- 自然災害や重大な事故などさまざまな事象が起こったとき危険にさらされないかどうか

などといった、さまざまな不安の中で私たちは生活しています。

こうした不安を取り除き、将来に向けて**安全・安心**を確保することが、現代に生きる私たちの使命です。



上野総合市民病院



防災訓練

少子高齢化により、支えなければならない人が増える一方、財源には限りがあります。このため、必要性の高い人への医療・福祉サービスの充実などといった「公助」機能と合わせて、家庭や地域でお互いに支え合う「自助・共助」機能の強化を、これまで以上に自らの問題として捉え、取り組むことによって、生涯にわたる市民生活の**安全・安心**を実現します。



子育て包括支援センター



清掃活動

「安全・安心の確保」に向けて展開する政策

- 健康寿命が長く、安心な医療が受けられるまちづくり
- 子ども・高齢者・障がい者などへの見守りと支えが十分なまちづくり
- 子どもを安心して産み、育てられるまちづくり
- 自然災害や重大な事故などさまざまな事象に備え、安心して暮らせるまちづくり
- 自然を守り、自然と調和したまちづくり
- 環境に配慮した生活環境が整うまちづくり

2.「活力」

～自立・持続できる「活力」を創出していきます～

伊賀市の**活力**が低下している、と感じている市民が多くいます。しかも、経済が低迷し、人口が減り、高齢化が一層進むなかで、これまで以上に**活力**を生み出していくことは、並大抵のことではありません。一方、伊賀市と同じような地方都市でも、個性を発揮し、小さいながらも輝いているまちはいくつもあります。人口減少社会により国内市場が縮小傾向であっても、集客交流や、医療・福祉関連産業など成長が見込める産業への需要をつかむことも必要です。



産学官連携セミナー

伊賀市は、個性的な資源をいくつも持った魅力あるまちです。ただ、その魅力が埋もれていたり、うまく紹介されていなかったり、資源同士のつながりがないため目立たなかったりしているだけです。

こうした資源に光を当て、くらしやすく、働きやすい魅力的なまちにすることが大切であり、将来の世代に誇ることのできるまちづくりを進めていくことが、私たちの使命だと言えます。



伊賀上野城

伊賀市が**活力**を持つためには、産業界が連携することはもちろんですが、それだけではなく、市民一人ひとりが主役になり、取り組む意識を高めていかなければなりません。このため、伊賀市の資源を活かした観光・農林業の再生をはじめとして、優良企業の立地や産業活動の活発化を促しつつ、業種間や産学官の連携及び「6次産業化²」による相乗効果を生み出すとともに、さまざまな主体が継続した活動ができる社会環境を整えることで、自立・持続できる**活力**を創出していきます。

あわせて、伊賀市の**活力**を支えるための社会基盤である、公共交通機関や道路、情報通信などのネットワークを強化するとともに、近畿圏と中部圏の結節点に位置するといった伊賀市の地理的な特性を活かし、人・モノ・情報の流れを活発にします。



伊賀鉄道と菜の花畑



ハイトピア伊賀

「活力の創出」に向けて展開する政策

- 地域資源とおもてなしの心を活かした観光のまちづくり
- 人と人がつながる元気な農林業のまちづくり
- 中心市街地と各地域拠点が連携した賑わいあるまちづくり
- 地域性を活かしたモノづくりと新たなサービス創出が活発なまちづくり
- だれもが働きやすく、働く意欲が持てるまちづくり
- 多様な主体が地域課題を解決するため起業できるまちづくり
- 歴史文化や風土と調和した、秩序のあるまちづくり
- 市内外の交通インフラ整備により、人・モノ・情報の流れが活発なまちづくり

² **6次産業化**: 1次産業としての農林業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業の融合を図り、農林産物等に新たな付加価値を生み出す仕組み。

3.「人・地域づくり」

～未来のまちづくりを担う 「人づくり・地域づくり」を進めます～

市民の暮らしに**安全・安心**をもたらし、**活力**を生み出す主役は「**人**」です。「まちづくりは人づくりから」と言われるように、未来に誇れるまちを実現する鍵は**人づくり**にあります。私たち一人ひとりが、伊賀市の一員、地域の一員としての自覚と責任感を持って自立し、行動できる**人**であることが大切です。また、**人**と**人**がお互いを尊重し、認め合いながら連帯意識と分担意識を持って連携することによって、地域を動かす力となります。

伊賀市は、江戸時代の藩校である「崇廣堂」が残るほか、地域の人びとが主体となって古くから教育を大切にしてきたまちです。さらに、子どもたちの個性を伸ばし、人へのやさしさを持ち、自らの将来像をしっかりと見据えることができる教育を進めることによって、次代を担う**人づくり**を推進します。



旧崇廣堂



成人式

高齢化が進んだ伊賀市では、地域活動や農林業の担い手も高齢化しています。取り組みを持続していくためには、高齢者に活躍していただきながら次の時代の担い手を作り、うまく引き継いでいくことが大切です。また、地域の女性の力を活かすことが不可欠になっています。このため、地域社会や産業界で担い手となる人が意欲を持ち、十分に力を発揮できるよう、活躍の場を用意するとともに、これまでの概念にとらわれずに後継者を育成・確保することによって、まちづくりを担う**人づくり**を推進します。

さらに、市民の**安全・安心**を確保するための「自助・共助」や、自立・持続できる**活力**を創出するための連携には、地域社会が機能していることが重要です。人口が減少し、高齢化が進むなか、地域社会の機能を持続するため、地域ごとの住民自治活動や、テーマに応じた市民活動などの「民^{みん}」の力が発揮されるよう活動環境を整え、伊賀市の未来を切り拓く**地域づくり**を推進します。



伊賀上野シティマラソン



古山地区市民センター

「人・地域づくりの推進」に向けて展開する政策

- あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重するまちづくり
- 女性がより一層活躍できる男女共同参画のまちづくり
- 将来を支える子どもたちが充実した教育を受けられるまちづくり
- 生涯にわたって学びの機会が持てるまちづくり
- 文化の違いを尊重し、多文化が共生するまちづくり
- 文化活動やスポーツ活動が活発なまちづくり
- 地域活動や地域産業などの担い手が育ち、活躍するまちづくり
- 地域活動や市民活動が活発なまちづくり

まちづくりの基本政策

以上の「まちづくりの基本政策」は、人口減少、少子高齢化、財政縮小といった現状のなかでは、市民、自治組織、市民活動団体、企業、行政などあらゆる主体が社会的責任³を果たし、力を結集して取り組まなければ実現できません。

このため、生活の質を維持・向上できる「身の丈に合った」まちの機能へ、集中・適正化していくとともに、社会資本や公共施設においても、できる限り今あるものを有効活用していかなければなりません。

また、公共サービスについても、行政だけでなく、市民、自治組織、市民活動団体、企業などが連携・協力することによって、担い手となっていくことが求められます。

あわせて、行政においても、組織のスリム化や運営の効率化・高度化を進めるなかで、最低限、行政が担うべき社会保障、福祉サービス、学校教育、保健衛生などの質を維持することが重要です。

さらに、複数の自治体等で行うことが、有効で効率的な事務や事業については、県内はもとより県境を越えて取り組む必要があります。

今こそ、こうした覚悟とともに勇気を持って、子や孫たちの世代のためにまちづくりに取り組もうではありませんか。



³ **社会的責任:** かつては、企業の社会的責任(CSR)が注目されていたが、持続可能な社会の実現のためには、企業に限らず、あらゆる組織や個人が、社会や地域を意識し、責任ある行動をすべきであるという考えから、単に「社会的責任」と言われるようになった。社会的責任に関する国際規格として、国際標準化機構(ISO)が2010(平成22)年11月に発行したISO26000があり、この中で「社会的責任の7原則」や「社会的責任の7つの中核主題」などが規定されている。

土地利用の方針

次の3つのゾーンごとの方針にしたがい、適正な土地利用の推進に努めます。

具体的には、この方針を踏まえ、総合計画を支える都市計画の基本的な方針を示した「伊賀市都市マスタープラン」により、伊賀市特有の自然環境や都市の姿を継承し、地域の特性に応じた個性を活かしつつ、多様な連携と交流によって、市域全体を一体の都市として、整備、開発及び保全を図ります。そして、すべての人が安心して生活でき、暮らしやすさを追求できるようなまちづくりを進めます。

なお、都市マスタープランによる整備、開発及び保全については、今後の人口減少の推移を踏まえることとします。

森林ゾーン

鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園の2つの国定公園区域やその周辺、および山林等の区域を森林ゾーンと位置づけ、景観形成や生態系の維持、水源かん養などの公益的機能を発揮させるため、広葉樹林の造成、間伐や枝うちなど森林の適正管理を促進します。

加えて、大きな社会問題となっている山間部への不法投棄を防止する対策を強化するなど、今後とも山林を保全しつつ、多面的な活用を図ります。



農住ゾーン

伊賀盆地に広がる豊かな農地と農村集落、その背景をなす中山間地域および里山の区域を農住ゾーンと位置づけ、農業生産のほか、自然との共生を前提として、地域内他産業の育成や新産業の創出を図るとともに景観形成や保健休養、教育の場としての活用を図ります。

農地および農村集落については、地域の特色を活かし、他産業と有機的に連携することで新しい農業形態を創造し、農地および農村環境の保全を図りつつ、定住促進に努めます。

また、里山の再生による公益的機能を発揮するため、市民やNPO、都市圏住民との交流・協働の場とするとともに、里山全体をフィールドミュージアムとして活用します。



土地利用の方針

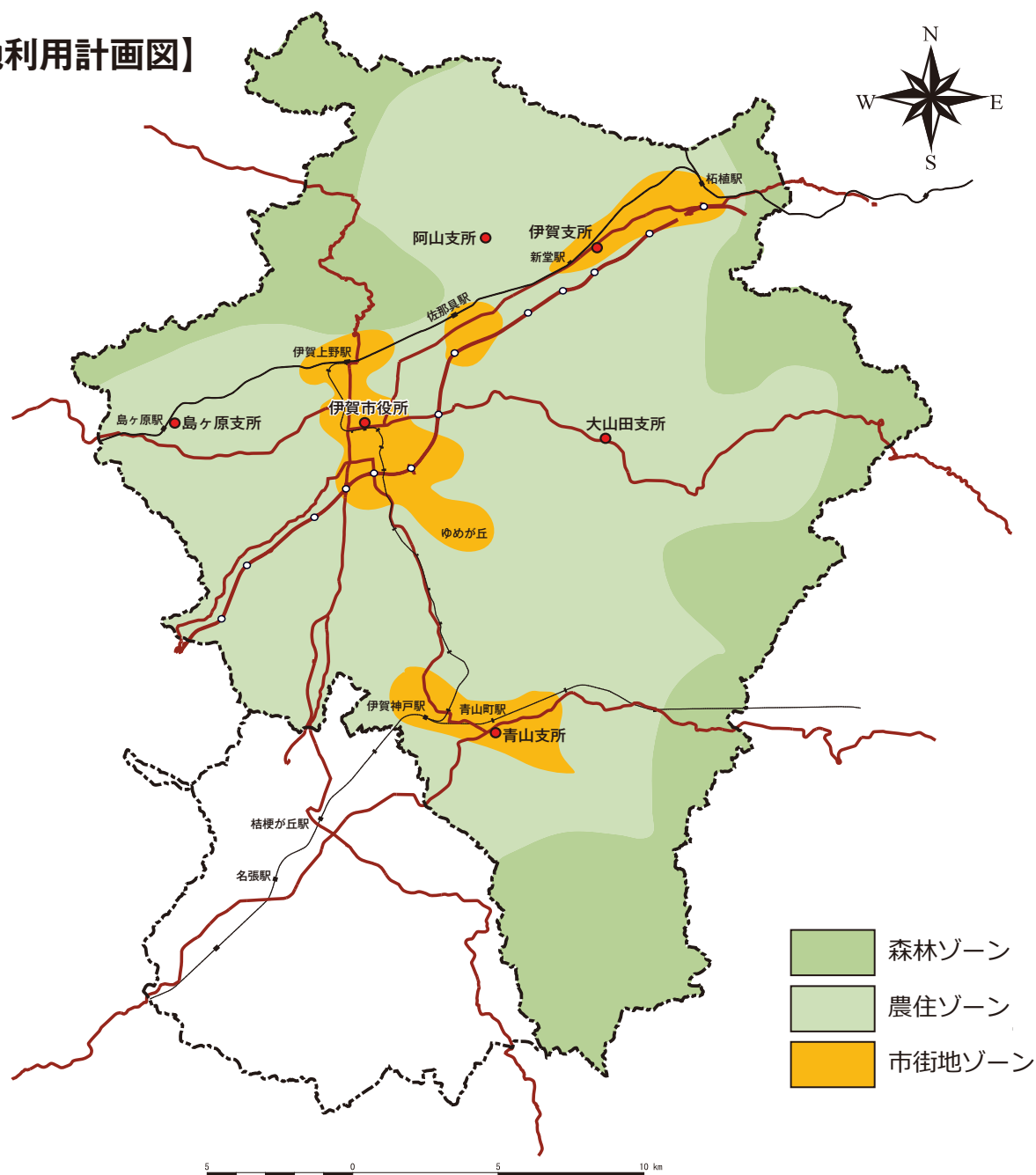
市街地ゾーン

主に市街地が形成されているところや開発計画を進めている市街地は、今後も地域の商業、産業の中心的な役割を担い、市民の都市的な生活を支える市街地ゾーンと位置づけ、適正な土地利用の誘導による計画的なまちづくりを進めます。

地域の持つ資源や特性を活かし、地域の商業や産業の中核的な機能を高めるとともに、地域間の連携を強化するために、道路や公共交通機関を充実させます。

既存の商業が集積する市街地では、地域固有の文化・歴史を尊重し個性を伸ばすために、町並みや景観保全など環境や生活空間に着目した取り組みを推進します。

【土地利用計画図】



伊賀市都市マスタープラン(2010(平成22)年9月策定)〔土地利用ゾーニング図〕より



資料編

第2次伊賀市総合計画策定経過

日	時	内 容
平成24年 平成25年	12月28日～ 1月25日	「伊賀市まちづくりアンケート」の実施 (発送数2,222通、回収数891通、回収率40.0%)
	3月 1日～ 3月15日	総合計画審議会委員公募(応募者8名、選考5名)
	3月15日～ 4月 4日	新しい総合計画策定方針(案)・新市建設計画改定方針(案)パブリックコメント募集 (意見件数1件)
	4月 1日～ 4月30日	「新しい伊賀市総合計画策定・新市建設計画改定のための市民意識調査」の実施 (発送数2,500通、回収数1,360通、回収率54.4%)
	5月15日	第1回総合計画審議会(審議会へ諮問)
	6月18日	市議会議員全員協議会(新しい総合計画策定方針・新市建設計画改定方針)
	6月19日	第2回総合計画審議会
	7月17日	第3回総合計画審議会
	8月 7日	第4回総合計画審議会
	8月28日	第5回総合計画審議会
	9月18日	市議会議員全員協議会(総合計画基本構想中間案)
	9月19日～ 10月18日	総合計画基本構想中間案パブリックコメント募集 (意見提出者数46人、意見件数96件、市議会議員意見53件)
	9月25日～ 10月18日	総合計画基本構想中間案・庁舎建設計画中間案市民意見交換会 (11回開催(市内10会場)、参加者数延べ653人、意見件数134件)
	10月 9日	第6回総合計画審議会
	11月 6日	第7回総合計画審議会
	11月20日	第8回総合計画審議会
	12月 5日	第9回総合計画審議会
	12月13日	市議会議員全員協議会(総合計画(仮称)再生計画中間案)
	12月16日～ 1月 8日	総合計画(仮称)再生計画中間案パブリックコメント募集 (意見提出者数14人、意見件数32件)
	12月22日	総合計画(仮称)再生計画中間案タウンミーティング(意見交換会) (参加者数110人)
	12月24日	第10回総合計画審議会
平成26年	1月21日～ 2月 4日	住民自治協議会、地域振興委員会へ諮問
	1月31日～ 3月 6日	住民自治協議会、地域振興委員会から答申
	1月22日	第11回総合計画審議会
	2月 5日	第12回総合計画審議会
	2月10日	総合計画審議会から総合計画基本構想最終案答申
	2月19日	市議会議員全員協議会(総合計画(仮称)再生計画最終案)
	3月11日	第13回総合計画審議会
	3月14日	総合計画審議会から総合計画再生計画最終案答申
	3月25日	市議会本会議(総合計画基本構想議決)、市議会議員全員協議会(総合計画再生計画)

総合計画諮問

伊企第250号
平成25年5月15日

伊賀市総合計画審議会会長 様

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市総合計画及び新市建設計画について(諮問)

伊賀市総合計画の策定及び新市建設計画の改定について、伊賀市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、審議会の意見を求めます。

総合計画(基本構想)答申

平成26年2月10日

伊賀市長 岡 本 栄 様

伊賀市総合計画審議会
会長 松崎 壽和子

伊賀市総合計画について(答申)

平成25年5月15日付伊企第250号で諮問のありました伊賀市総合計画について、慎重に審議を重ねてまいりました結果、別添の基本構想最終案を適当と認めたので、これを答申します。

なお、常に市民の視点や立場で進めてきた審議過程での提案や、パブリックコメント等で寄せられた意見等を十分尊重し、人口減少や財政縮小等、今後の傾向を見据え、市民とともに「勇気と覚悟」をもって、基本構想に掲げる三つの理念により将来像の実現に努めていただきたい。

総合計画(再生計画)答申

平成26年3月14日

伊賀市長 岡 本 栄 様

伊賀市総合計画審議会
会長 松崎 壽和子

伊賀市総合計画について(答申)

平成25年5月15日付伊企第250号で諮問のありました伊賀市総合計画について、慎重に審議を重ねてまいりました結果、別添の再生計画最終案を適当と認めたので、これを答申します。

なお、再生計画の実行にあたっては、常に市民の視点や立場で進めてきた審議過程での提案や、パブリックコメント等で寄せられた意見等を十分尊重してください。

また、再生計画「伊賀市政再生のための指針」に掲げる、「分権型まちづくり」のさらなる推進のために、市民が主役であらゆる主体が連携・協力すると共に、ムダのない財政運営、市民目線・市民感覚による市政を基軸とした市政運営を展開していただきたい。

伊賀市総合計画審議会委員

(任期:2013(平成25)年5月15日～2014(平成26)年10月31日)

区 分	委員名	役職又は所属等	備考
公共的団体の代表者 (第1号委員)	福田 圭司	三重県危機管理地域統括監 兼伊賀地域防災総合事務所長	H25.5.15～ H26.3.31
	井上 正敏	三重県危機管理地域統括監 兼伊賀地域防災総合事務所長	H26.5.1～ H26.10.31
	谷村 繁之	上野西部地区住民自治協議会 総務広報人権部会長	
	松崎壽和子	阿波地域住民自治協議会環境保全部会委員 女性委員会「あわてんぼう」代表	会 長
	菊山 順子	伊賀市外国人住民協議会副会長	
	平井つゆ子	伊賀市民生委員・児童委員連合会会長	H25.5.15～ H26.3.31
	松井 謙二	伊賀市民生委員・児童委員連合会会長	H26.5.1～ H26.10.31
	坂本 元之	伊賀市障がい者福祉連盟会長	
	堀川 一成	上野商工会議所副会頭	
	宮崎 慶一	一般社団法人伊賀上野観光協会副会長	
	松岡 克己	伊賀市人権同和教育研究協議会顧問	
市民からの一般公募による者 (第2号委員)	市川 亮太	公募委員	
	篠原 辰明	公募委員	
	鈴木八千代	公募委員	
	中森 宏一	公募委員	
	村山 邦彦	公募委員	
学識経験を有する者 (第3号委員)	岩崎 恭典	三重県教育委員会委員長、四日市大学副学長	副会長
	相川 康子	特定非営利活動法人NPO政策研究所 専務理事	
その他市長が必要と認める者 (第4号委員)	中村 忠明		
	立田 彰子		
	武田 恵世		
	山本 秀美		

※敬称略、順不同、役職名は委嘱時点のもの



第2次

伊賀市総合計画

基本構想

発 行 ● 伊 賀 市

発行年月 ● 平成26年7月

編 集 ● 伊賀市企画振興部総合政策課

〒518-8501 三重県伊賀市上野丸之内116

Tel 0595-22-9620 Fax 0595-22-9672

E-mail : sougouseisaku@city.iga.lg.jp